

「ひょうご1.5℃ライフスタイル」普及啓発業務 委託仕様書

1 事業目的

2030年温室効果ガス(GHG)排出量48%削減(2013年比)の達成に向けては、県内GHG排出量の約7割を占める産業部門での削減取組みだけでなく、産業部門の削減率以上の削減が求められる家庭部門での取組み強化が喫緊の課題となっている。

県民の脱炭素型ライフスタイルの意識醸成や、脱炭素製品の需要創出による消費行動の変容、食品ロス削減を図る「ひょうごフードドライブ」など、個人消費に着目した行動変容を促す取組を通じて、脱炭素型ライフスタイル「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発を図る。

2 業務内容

(1) 脱炭素行動の貢献量の可視化

県民の脱炭素行動の貢献量を可視化し、公開することで、様々な角度から県民の気づきを起こし、脱炭素型ライフスタイルの意識醸成と行動変容につなげる。

① ひょうご1.5℃ライフスタイルポータルサイトの構築

ア 目的

- (ア) 脱炭素型ライフスタイルの意義、取組の必要性
- (イ) 脱炭素型行動の事例紹介
- (ウ) 脱炭素型ライフスタイルに関する県・市町・民間の事業（ワークショップ、モデル販売イベント、勉強会、フードドライブ等）の情報提供
※既存のWEBサイトやアプリとのリンクを想定している
- (エ) 「ひょうご脱炭素アクション・ダッシュボード」の作成
 - ・脱炭素行動の貢献量を計測、行動変容を促すアプリ等の可視化ツールとの連携
 - ・脱炭素行動を計測又は自己申告により管理できるアプリ等からの抽出データによりダッシュボードを作成

イ 業務内容

(ア) サイト構築

- ・サイトのデザイン、要件定義、設計、開発、設定、テスト、公開コンテンツの作成、サイト導入に係る作業一式
- ・サイトは、管理画面からテキスト、画像等を登録し、一元管理することにより、HTMLの知識がなくても、ページを登録、公開、更新できるCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）により構築する
- ・サイトの運用用途で利用するレンタルサーバの調達とドメインの設定を行い、維持費用については受託者が負担するものとする
- ・コンテンツは県環境ウェブサイトのドメイン(www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp)のサブディレクトリとして公開するので、レンタルサーバではその設定に対応できること。県環境ウェブサーバ側はApacheのリバースプロキシ(mod_proxy)での設定を想定する

(イ) ダッシュボードの作成

- ・既存のアプリ等の脱炭素行動量の可視化ツールからの抽出データによりダッシュボードを作成し、県民の脱炭素行動量の広がりや推移を、地域別、年代別等の様々な角度から集計

- ・連携するアプリ等から集計データ回収、加工、行動量の表示方法
※脱炭素行動量のCO₂排出量への換算方法等は別途指示する
- ・ダッシュボード作成にあたっては、BIツール（PowerBI、Tableau等）を使用し、将来的な更新作業や維持管理が容易な形式とすること

○脱炭素行動の取組例

- ・移動の eco シフト（公共交通・自転車・徒歩） ・うちエコ診断受診
- ・マイボトル利用 ・廃食用油回収 ・コンポスト利用
- ・脱炭素製品の購入 ・食品ロス削減（フードドライブ参加） など

(ウ) 運用保守

- ・納品日以降、令和6年度末までの運用保守

ウ 企画提案内容

(ア) 閲覧者の興味関心を喚起するサイトレイアウト、デザイン、コンテンツ

- ・県民への脱炭素行動の啓発を目的としたショート動画（1分以内）を1本以上含むこと

※動画は、オンライン・デジタル広報素材としての使用、イベント会場等でのループ再生等を想定しているが、他の効果的な活用シーンを提案しても構わない

- ・構成案や使用素材など内容がイメージできる情報を記載すること

(イ) 「ひょうご1.5℃ライフスタイル」のロゴ及びキャッチコピー

- ・ロゴマーク：オリジナルのデザイン案を1案以上

- ・キャッチコピー：オリジナルのコピー案を3案以上

※狙いや意図を分かりやすく説明した趣意文を提案資料に入れること

※ホームページ、イベント、啓発物等の広報で活用することを想定すること

(ウ) ダッシュボードに集計データを活用できる連携可能なアプリ等の候補

※県内市町が実施するアプリ等の脱炭素行動量の可視化ツールとの連携調整は県で実施する

② 普及啓発用ツールの作成

ア 目的

- ・(2)のワークショップ、イベント等で使用する効果的な普及啓発の実施

イ 業務内容

- ・普及啓発ツールの企画・作成

ウ 企画提案内容

- ・効果的な普及啓発ツールを提案すること

(2) 脱炭素行動の周知

県民、企業向けに様々な機会を通じて、脱炭素行動の周知を図る。

① ひょうご1.5℃ライフスタイルワークショップ

公益財産法人地球環境戦略研究機関（IGES）と連携した脱炭素生活の体験ワークショップを開催する。

ア 目的

- ・問題意識が希薄な方でも参加しやすく、脱炭素型行動への変容につながる気づきを与える体験を提供する
- ・連携する脱炭素行動変容アプリ等を広報周知し、その加入・利用を促進する

イ 業務内容

- ・ワークショップ（1回20名程度を想定）2回以上の開催
- ・ワークショップ参加者募集、運営（会場手配、準備、進行等）
※全体コーディネーターは県で指定する。謝金・旅費は直接県が負担する
- ・ワークショップにおける「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発
※参加者アンケート等により、実施効果を把握すること

ウ 企画提案内容

- ・参加者集客に向けた工夫（他イベントと連携した実施、広報アイデアなど）
- ・参加後の行動変容効果を高める工夫
※令和5年度ワークショップ内容については別紙を参考

② 農産物・製品CFPの普及イベント

令和5年度に実施した環境創造型農法（コウノトリ育むお米、緑肥ヘアリーベッチ米）のCO₂削減量を活用し、脱炭素貢献量（カーボンフットプリント（CFP）によるCO₂削減量）のラベル表示のある農産物のモデル販売・展示を行う。あわせて、同会場での「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発を実施する。

ア 目的

- ・消費者に身近な農産物の脱炭素貢献量（CFPによるCO₂削減量）のラベル表示により、脱炭素型製品の購入意識を啓発する
- ・生産者に向けて農産物の新たな環境価値としての脱炭素の意義の啓発につなげる
- ・連携するアプリ等の脱炭素行動量の可視化ツールを消費者向けに広報周知し、その加入・利用を促進する

イ 業務内容

(ア) 農産物CFP表示ラベルの作成

- ・県が提供するラベル案をもとにデータを作成し、普及啓発ツールに活用
※県の既存の農産物認証制度、大阪府等との調整を踏まえラベル案を県から「提示する

(イ) イベントへの出展

- ・下記の想定する農産物イベントを含む4つ以上のイベントにおけるCFPラベル表示した農産物のモデル販売・展示、「ひょうご1.5℃ライフスタイル」の普及啓発

【表 想定する農産物イベント】

名称	時期	場所
兵庫県民農林漁業祭	10月中旬	兵庫県立明石公園千疊芝
おおさかもん祭り	11月中旬	天王寺公園エントランスエリアてんしば

- ・上記イベントのほか、出展可能な2つ以上のイベントの選定
- ・来場者アンケート等により、実施効果を把握すること
- ・各イベントへの出展料については、受託者が負担する
※ブースは効率・効果的な規模を勘案して想定すること
※各イベントの実施要項・規則等に基づき運営すること
※当日の販売・展示に関する業務は、県が紹介する農産物の提供者等が行う
※イベント保険に加入するなど安全対策を確保すること
- (ウ) イベントの実施にかかる県民への広報・周知

ウ 企画提案内容

- ・脱炭素型消費の普及啓発につながる効果的なブースの企画
- ・上記表の農産物イベントのほか、出展可能な2つ以上のイベント候補の提示及び当該イベントでの普及啓発の内容

③ 製品CFPの県内企業向け普及啓発

脱炭素製品の需要創出を図るため、消費者に身近な食品、日用品等のBtoC製品を取り扱う県内企業に向けて、製品CFPの普及勉強会を実施する。あわせて、企業従業員向けに「ひょうご1.5°Cライフスタイル」の普及啓発を実施する。

ア 目的

- ・消費者に身近な食品、日用品等でCFPラベル表示を実施する県内で先進的なロールモデルとなる企業とCFP表示製品を増やす
- ・連携するアプリ等の脱炭素行動量の可視化ツールを企業従業員向けに広報周知し、その加入・利用を促進する

イ 業務内容

- ・県内企業を対象とした製品CFP普及勉強会（1回20～30社程度）2回以上の開催
- ・勉強会における「ひょうご1.5°Cライフスタイル」の普及啓発
- ・参加者アンケート等により、実施効果を把握すること

ウ 企画提案内容

- ・脱炭素型消費の普及啓発につながる効果的な勉強会の企画
- ・参加者集客に向けた工夫

④ ひょうごフードドライブキャンペーンにおける普及啓発

ひょうごフードドライブキャンペーンとともに、これと連携した「ひょうご1.5°Cライフスタイル」の普及啓発を実施する。

ア 目的

- ・ひょうごフードドライブキャンペーンなどの食品ロスの削減を通じた脱炭素型ライフスタイルの普及啓発を図る
- ・連携するアプリ等の脱炭素行動量の可視化ツールを消費者向けに広報周知し、その加入・利用を促進する

イ 業務内容

- (ア) ひょうごフードドライブネットワーク加盟スーパー店舗及び県本庁舎におけるフードドライブイベントの実施
 - ・スーパー店舗は、フードドライブキャンペーン月間（9月及び1月）にあわせて5店舗以上（各店舗1回ずつ計5回以上）実施
 - ・本庁舎フードドライブは、ひょうごSDGs Weekの期間中（10月下旬）に1回実施
※実施店舗、食品寄付先は、協議の上、県において選定、調整する
- (イ) イベントの実施にかかる県民への広報・周知
- (ウ) イベントにおける「ひょうご1.5°Cライフスタイル」の普及啓発
 - ・参加者アンケート等により、実施効果を把握すること
- (エ) ネットワーク加盟団体との連携会議（1回）への協力

ウ 企画提案内容

- ・脱炭素型消費の普及啓発につながる効果的なイベントの企画・広報
- ・参加者集客に向けた工夫
- ・令和5年度実施内容については、下記URL記載の内容を参考とすること
URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk19/hyogofooddrive.html>

3 業務実施上の留意点

(1) 業務計画書

- ① 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。
- ② 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

(2) 実績報告書

受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。

(3) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(4) 著作権

- ① 本業務の成果物等にかかる著作権、所有権は、全て兵庫県に帰属するものとする。また、成果物は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。
- ② 業務に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意する。取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、事業費に含まれるものとする。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。
- ④ 納入される成果物等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

(5) 委託者への損害賠償

受託者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 疑義・協議

受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。